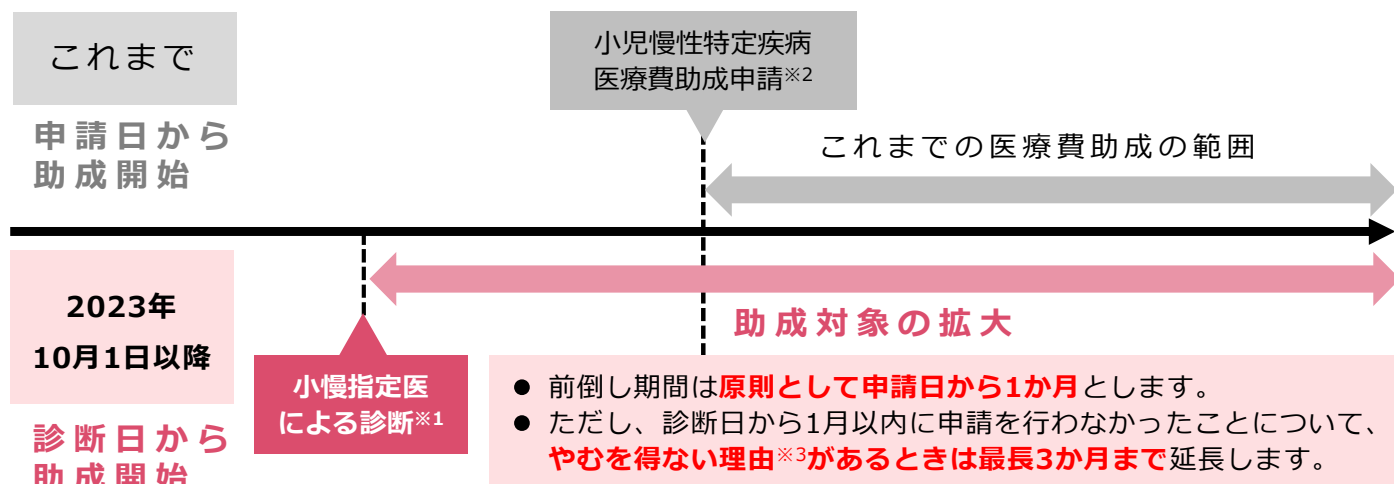


小児慢性特定疾病と診断された方、保護者の皆さまへ

2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の開始日を遡ることができます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が、これまでの「申請日」から、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日※¹等」へ遡ることが可能になります

医療費助成の見直しのイメージ



※¹ 疾病の状態の程度を満たした日を確認するため、医療意見書に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、医療意見書に記載された内容を診断した日を記載します。

※² 2023（令和5）年10月1日以降の申請から適用します。ただし、2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とすることはできません。

※³ 診断書（医療意見書）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

小児慢性特定疾病に関する情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾病の概要や診断の手引き、疾病の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

<https://www.shouman.jp/>

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市（特別区含む）の窓口にお問い合わせください



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康・生活衛生局
難病対策課